

第三高等学校における「学徒出陣」

西山 伸†

はじめに

本稿は、京都大学大学文書館所蔵の公文書の調査をもとに、第三高等学校（以下、三高）における「学徒出陣」の実態を明らかにすることを目的としている。すでに筆者も紹介したように⁽¹⁾、近年大学においては出陣学徒数、戦没者数などの基本的な数値データの調査が少しずつ進んでいるが、それに比べて旧制の高等学校や専門学校における「学徒出陣」に関する調査研究は、大きく立ち遅れているのが現状である。高等学校では、同窓会等が中心となって戦争体験者の証言集や戦没者の遺稿集の編纂、卒業生中の戦没者調査などが行われているところもあり⁽²⁾、それぞれに貴重な記録となっているが、在学中の出陣生徒数や戦没者数といった「学徒出陣」が高等学校自体に及ぼした影響について調査を行った学校は、管見の限りでは存在しない⁽³⁾。

調査研究が進んでいない主要な原因は、周知のとおり戦後の教育改革において旧制高等学校が新制大学に事実上併合されるか、他のいくつかの学校と合同して新制大学を構成することになったという歴史的事情にあると考えられる。このため、数値データ調査のため不可欠の資料である公文書が散逸してしまったり、発足した新制大学に旧制の諸学校史を本格的に調査する主体が存在しな

かったりという状況が生じたものと考えられる。

幸い当館では所蔵する三高作成の公文書中に『卒業生原簿』『非卒業生原簿』が存在し、同資料に在学中の軍歴が記載されていることから、今回の調査を行うことができた。以下本稿では、まず高等学校における「学徒出陣」について制度的枠組みを概観し、その後今回行った三高を対象とした調査の結果を報告する⁽⁴⁾。

1 高等学校の「学徒出陣」をめぐる制度的枠組み

1927年4月1日公布の「兵役法」（法律第47号）は、戸籍法の適用を受ける、すなわちいわゆる内地と樺太（現サハリン）に本籍を有する満20歳の男子に対して徴兵検査を受ける義務を課し、その合格者は兵役に服する（服役）ことを定めていた。しかし、その例外として「中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス」（第41条）とあったように、中学校以上の在学者は希望すれば徴集を猶予されていた。なお、「年齢二十七年」とは大学学部・高等師範学校専攻科・修学年限5年以上の専門学校に適用される年限であり、高等学校高等科や大学予科の在学者は満

† 京都大学大学文書館准教授

25歳まで猶予されることになっていた（「兵役法施行令」1927年11月30日公布勅令第330号）。この徴集猶予は中等・高等教育の継続性を維持する特別措置であった。

しかし、1930年代後半になり戦局が徐々に悪化してくると、学生生徒に与えられていたこのような特権は少しずつなくなっていく。それには二つの方向性があり、第一は徴集延期の最高年齢の引き下げであった。1939年4月以降、何度か「兵役法施行令」の改定が行われたのち、結局1943年11月13日公布の「修学継続ノ為ノ入営延期ニ関スル件」（陸軍省令第54号）では、高等学校高等科および大学予科の在學生は満21歳までの猶予とされた。

第二の方向性は、在学年限の短縮であった。年限短縮に関する最初の法令は、1941年10月16日公布の「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」（勅令第924号）であり、そこでは「大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」とされた。そして、実際にこの法令が適用されたのは同年11月1日公布の「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」（文部省令第81号）であり、1942年度の卒業生は修業年限を6カ月短縮することとされた。該当するのは1940年4月の入学生であり、彼らは本来1943年3月卒業のところ、2年6カ月の在学で卒業することになった。このような年限短縮は、「臨時短縮」という形をとりつつその後の2学年でも続けられ、最終的には高等学校について定めた根本法令である「高等学校令」が改正され（1943年1月21日公布勅令第38号）、修業年限が3年から2年に短縮されるに至った。2年の修業年限は、1943年4月入学生から適用されることになったが、やがて敗戦を迎えて再び「高等学校令」が改正されたためこの学年のみで

表1 高等学校高等科在学期間変遷表

入学年月	卒業年月	在学期間	根拠法令
1939年4月	1942年3月	3年	
1940年4月	1942年9月	2年6カ月	1941年10月16日勅令第924号
1941年4月	1943年9月	2年6カ月	1942年11月25日文部省令第68号
1942年4月	1944年9月	2年6カ月	1943年11月25日文部省令第80号
1943年4月	1945年3月	2年	1943年1月21日勅令第38号
1944年4月	1947年3月	3年	

終わった（表1）。

以上のような経緯で、高等学校生徒に与えられていた徴集猶予の特権は縮小されていったが、1943年10月には全面的に停止されることになった。それは、10月2日公布の「在学徴集延期臨時特例」（勅令第755号）に「兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」と定められたことになっている。なお、ここに記されている「兵役法第四十一条第四項ノ規定」とは、1939年3月9日公布の兵役法一部改正（法律第1号）で新に加えられた条文であり、在学中の徴集延期について規定した第41条の最後に「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」と定められた部分を指す。すでに1939年の段階で予告されていた徴集猶予停止が、1943年になって現実のものとなったことになる。

この結果、従来在学のため徴集を猶予されていた者を対象に臨時徴兵検査が10月25日から11月5日までの間に実施されることになり、学生生徒はそれぞれの本籍地で受検することを義務づけられた。そして、合格者は、陸軍には12月1日、海軍には12月10日に入営・入団することとなった。

しかし、この徴集猶予停止にも例外があった。11月13日公布の陸軍省告示第54号では、引き続き徴集猶予を適用する学校・学部・学科等が列挙されていた。本稿に関係する部分では「高等学

校高等科ノ理科」および理科・医科関係の大学予科が挙げられている。すなわち、高等学校においては文科に所属する生徒が徴集猶予停止の対象となったわけである⁽⁵⁾。

以上、高等学校生徒では、①1943年11月以前：文理を問わず徴集延期最高年齢を超え徴兵検査に合格した者か志願した者、②1943年12月以後：文科では満20歳以上で徴兵検査合格者、理科では徴集延期最高年齢を超え徴兵検査に合格した者、文理を問わず志願した者、が入隊することになっていたとまとめられる⁽⁶⁾。

一方、当時在籍していた朝鮮・台湾出身の生徒に対しては、兵役制度がまだ実施されていなかったため、「在学徴集延期臨時特例」も適用されることはなかった。しかし、陸軍は10月20日に「陸軍特別志願兵臨時採用規則」(陸軍省令第48号)を公布して、徴兵適齢にして徴集猶予が停止される学校の在学者で「陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノノ中本令ノ規定ニ依ル銓衡ニ合格シタル者ハ〔中略〕直ニ之ヲ現役ニ編入ス」として志願による彼らの入隊を図った。「志願」という建前を取っているとはいえ、志願しない学生生徒は休学または退学するよう文部省から通牒が出されていた⁽⁷⁾ことから分かるように、生徒たちに軍隊に志願するか勉強を止めるか選択を迫った事実上の強制とも言える措置であった。この時に「志願」した学生生徒は、内地出身者より1カ月余り遅れて1944年1月20日に入隊した。

2 三高における「学徒出陣」の実態

(1) 調査方法

今回の調査では、京都大学大学文書館が所蔵している第三高等学校の『卒業生原簿』『非卒業生原簿』を使用した⁽⁸⁾。両資料は、前身の大阪中学校時代の1882年入学生から、三高最後となる1947年4月入学生までの生徒一人一人の学籍簿に相当し、卒業生は前者に、中退や在学中の死亡

等による非卒業生は後者にまとめられている。前者は80冊、後者は38冊の簿冊に生徒氏名の五十音別に編綴されているが、『卒業生原簿』の「ト」の簿冊が紛失してしまっているため、残念ながら今回の調査は、三高における「学徒出陣」の全貌を正確に示すものではないが、大きな傾向は十分把握することができるものと考えられる。

両資料に載せられているのは、生徒の氏名、生年月日、本籍、家族関係、出身校等の基本的なデータ類と、各学年の成績、その他特記事項であり、この特記事項に在学中の軍歴が記されている。今回筆者は、1939年4月入学生から1945年4月入学生までの計7学年について、氏名・生年月日・本籍(都道府県・地域名のみ)・出身校・入学年月・科(文理別)・類(甲乙丙別)・徴集関係情報・卒業等年月・休学関係情報(戦時期のみ)を、microsoft excelを使って入力した。1939年4月入学生から入力を行ったのは、以前当館で実施した京都大学における「学徒出陣」に関する数値データの調査⁽⁹⁾と同一の期間を対象にして、比較できるようにしたためである。

こうして入力されたデータから、後述のような種々の数値を割り出す作業を続けて行った。結果として、特定の時期の輪切りの数値ではなく、一定程度の期間における徴集者等の数値を出すことができたが、管見の限りではこれは旧制高等学校では初めての試みではないかと思われる⁽¹⁰⁾。

(2) 各種データ

①徴集者・戦没者(合計)

各学年・文理科ごとの徴集者数・戦没者数等を表2に示した(朝鮮・台湾出身者も含む)。入学者数は、1941年まで文理ともほぼ150名前後で拮抗していたが、前述のように理科の増募、文科の削減が相俟って、1942年以後は大きな差がついている。徴集者数は、当然のことながら「在学徴集延期臨時特例」が原則として適用される

表2 三高徴集者・戦没者

入学年	科	入学者	徴集者	在学中除隊	服役中卒業	戦没	その他	備考
1939	文	159	0	0	0	0	0	
	理	145	1	1	0	0	0	
1940	文	146	1	0	1	0	0	
	理	148	0	0	0	0	0	
1941	文	148	11	0	11	0	0	
	理	158	1	0	1	0	0	入学後に1名文科に転科
1942	文	153	65	5	59	1	0	
	理	225	2	0	2	0	0	入学後に1名文科に転科
1943	文	149	70	18	46	3	3	
	理	227	1	1	0	0	0	
1944	文	34	8	7	0	1	0	
	理	312	1	1	0	0	0	
1945	文	50	8	8	0	0	0	
	理	329	6	6	0	0	0	
計	文	839	163	38	117	5	3	
	理	1544	12	9	3	0	0	
総計		2383	175	47	120	5	3	

1942年入学生および1943年入学生において急増している。一方、それ以後の1944・45年入学生の徴集者数はそれほど多くないことが京都大学における調査とは異なっている⁽¹¹⁾が、これは文科の生徒数の減少が要因となっているであろう。また、理科系からも計12名徴集されている。

7学年の徴集者合計は175名を数えるが、そのうち三高在学中に除隊となった者は47名(26.9%)に過ぎず、三分の二以上にあたる120名は服役中に三高を卒業している。これは、1943年12月に徴集を受けた生徒のうち、1944年9月卒業見込の者は徴集時に仮卒業として、翌年9月に実際に卒業の手續が執られたためである⁽¹²⁾。三高在学中の戦没者は5名が確認された(後述)ほか、「その他」とは、徴集後、除隊・卒業・戦没のいずれの事実も確認できない者のことであり、1943年入学の3名(いずれも朝鮮出身者)がそれに該当し、1946年3月に除籍となっている

② 1943年12月徴集者

「在学徴集延期臨時特例」による1943年12月徴集者を表3に示した。該当する学年は、主に

1942・43年入学生となるが、留年している生徒もいるため、その上の2学年からも徴集者が存在している。この時の徴集者は、すべて文科に属しており、徴集者の比率も文科の在学者から算出している。1942年入学生までは、在学者の30%前後が徴集されているが、一番下の1943年入学生は、やはり年齢の関係から9.5%と大幅に比率は下がっている。

ちなみに、学年ごとの在学者数・徴集者数が明らかになっている第七高等学校造士館⁽¹³⁾では、2年生(表3では1940・41・42年入学生に相当)は文科131名中28名で29.0%、1年生(同じく1943年入学生に相当)は文科117名中3名で

表3 三高1943年12月徴集者

入学年	科	入学者	43.12 在学者	43.12 徴集者	比率	備考
1940	文	146	3	1	33.3%	
1941	文	148	26	9	34.6%	
1942	文	153	154	45	29.2%	理科より1名転科あり
1943	文	149	148	14	9.5%	
計		—	331	69	20.8%	

表4 三高 朝鮮出身徴集者

入学年	科	入学者	徴集者	在学中除隊	服役中卒業	戦没	除籍
1939	文	4	0	0	0	0	0
	理	3	0	0	0	0	0
1940	文	1	0	0	0	0	0
	理	3	0	0	0	0	0
1941	文	3	0	0	0	0	0
	理	4	0	0	0	0	0
1942	文	6	4	0	4	0	0
	理	5	0	0	0	0	0
1943	文	5	3	0	0	0	3
	理	7	0	0	0	0	0
1944	文	1	0	0	0	0	0
	理	0	0	0	0	0	0
1945	文	0	0	0	0	0	0
	理	5	0	0	0	0	0
計	文	20	7	0	4	0	3
	理	27	0	0	0	0	0
総計		47	7	0	4	0	3

表5 三高 台湾出身徴集者

入学年	科	入学者	徴集者	在学中除隊	服役中卒業	戦没	除籍
1939	文	1	0	0	0	0	0
	理	0	0	0	0	0	0
1940	文	1	0	0	0	0	0
	理	0	0	0	0	0	0
1941	文	1	0	0	0	0	0
	理	0	0	0	0	0	0
1942	文	1	1	0	1	0	0
	理	1	1	0	1	0	0
1943	文	1	0	0	0	0	0
	理	2	0	0	0	0	0
1944	文	0	0	0	0	0	0
	理	2	0	0	0	0	0
1945	文	0	0	0	0	0	0
	理	2	0	0	0	0	0
計	文	5	1	0	1	0	0
	理	7	1	0	1	0	0
総計		12	2	0	2	0	0

2.5%となっている。前者については、ほぼ三高と等しい比率であり、後者についてはやや三高の比率が高いが、基礎となる数値がさほど大きくないので、有意な差とは言えないであろう。

③朝鮮・台湾出身の徴集者

朝鮮・台湾出身の各学年・学科ごとの徴集者を表4・5に示した。徴集者の合計は、朝鮮出身者7名、台湾出身者2名を数え、そのうち1943年入学の朝鮮出身者1名が1944年9月徴集であったが、それ以外はすべて1944年1月20日徴集となっている。そして、前述のとおり1943年入学の3名は除隊・卒業・戦没の事実が確認されず、1946年3月に除籍となっている。

④徴集年月・軍別

徴集者がいつ、陸海軍どちらに徴集されたかを表6に示した。徴集者全体の39.4%にあたる69名が1943年12月に徴集されている。この時の陸海軍別比率は、不明分を除いて73:27となっている。1943年の臨時徴兵検査の際には、受検者は陸海軍どちらを志望するか聞かれたという。三高の陸海比率は京大のそれとほぼ等しくなってい

る⁽¹⁴⁾が、軍別構成についての結論は保留としておきたい。

その後敗戦までの期間には、1943年12月を上回る100名の生徒が徴集されている。中でも、1944年9月・10月および1945年1月に多くの徴集があったが、同様の傾向は京大でも見ることができる⁽¹⁵⁾。軍の側の事情と考えられるが、今後の調査の課題である。

⑤復学年月

徴集者の復学年月を表7に示した。当然のことながら、敗戦直後に集中しているが、1946年前半にも7名見られる。しかし、京大の例⁽¹⁶⁾のように、さらに遅れて復学した者は確認されなかった。

⑥戦没者

在学中の戦没者については、表8のとおり計5名が確認された。繰り返しになるが、この人数はあくまで三高在学生のものであり、卒業後の戦没者はここには含まれない。また、前述の1946年3月に除籍となった3名が戦没している可能性も絶無ではないが、その確認は現在のところ大変困難と言わざるを得ない。

表7 三高 復学年月

入学年・科	年 月	43	44	45					46						不明	卒業	死亡	除籍	計	
				1~8前	8後	9	10	11	12	1	2	3	4	5						6
1939・理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
1940・文		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
1941・文		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	
1941・理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
1942・文		0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	59	1	0	65	
1942・理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
1943・文		1	2	1	0	4	1	1	0	0	2	1	1	1	3	46	3	3	70	
1943・理		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1944・文		—	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	8	
1944・理		—	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1945・文		—	—	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	
1945・理		—	—	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
計		1	3	1	3	18	4	1	1	0	0	3	1	1	2	8	120	5	3	175

表8 三高 戦没者

氏名	入学年	科	徴集年月日			入営入団先	軍別	戦没年月日			戦没場所	備考
			年	月	日			年	月	日		
浅田 忠男	1942	文	1943	12	28	不明	不明	1944	12	31	不明	
足立 光男	1943	文	1943	9	17	不明	不明	1945	4	7	沖縄	
影下 幸男	1943	文	1943	12	1	西部第16部隊	陸軍	1945	7	10	比島	
服部 照夫	1943	文	1945	4	1	中部第129部隊	陸軍	1945	9	6	不明	戦病死
三由巖太郎	1944	文	1944	9	5	不明	不明	1945	12	28	江蘇省宝山区	戦病死

おわりに

今回の調査によって、これまで明らかにされてこなかった三高における「学徒出陣」についての各種数値データを判明させることができた。特に原簿類を精査することで、ある特定の時期の徴集者ではなく、戦時期全般における三高生の徴集の実態を示すことができたと考えられる。これらの数値は、同様の状況にあった他校と大きな違いがあるとは考えにくく、高等学校における「学徒出陣」については、本調査で算出した数値を基準の一つとして全国的な規模を推計することが可能になったと考えられる。

しかしながら、原簿類に基づく調査ももとより完璧ではない。前述のように、『卒業生原簿』の「ト」が欠落していることも大きな問題であるが、それ以外に、軍歴に関しては原簿による調査でも

不明のままの事項が少なくないという問題がある。特に、陸海軍別や、復学年月、戦没の状況等で不明の数値・項目が目立つが、おそらくこれは軍歴に関しては学校による系統的な調査によってではなく、自己あるいは近親者の申告によって原簿に記入されるため必ずしも実態を正確に反映されないためと考えられる。

また、原簿以外にも当館では三高の公文書を保管しているが、その中には「学徒出陣」に関して記された資料はほとんど見つかっていない。徴集者数等は、当然文部省に報告しているであろうし、壮行式をはじめとした種々の行事も催されているであろうが、今回の調査では跡づけることはできなかった。さらに、この時期の教育、教員や三高生の意識等、考察すべき論点はまだ多い。今後の課題と言えよう。

[註]

- (1) 拙稿「京都大学における「学徒出陣」」京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、2006年。また、つい先ごろ刊行された白井厚編『アジア太平洋戦争における慶應義塾関係戦没者名簿』慶應義塾福澤研究センター資料(11)、2007年、には諸大学の戦没者調査・追悼行事の実施状況が掲載されている。
- (2) 旧制静高戦没者遺稿集編集委員会編『地のさざめごと』1966年、一高十九年会編『学徒出陣一星霜五十年』1994年、青陵会記念誌編集委員会編『人生旅路遠けれど』2002年(福岡高等学校)、菊葉編集委員会編『菊葉』第44号、2005年(佐賀高等学校)、旧制姫路高等学校「戦時体験」文集刊行会編『戦さ世に生きて 一旧制姫路高等学校関係者の「戦時体験」記録集一』2006年、など。
- (3) 個人研究者による事例研究では、学籍簿が残存している第七高等学校造士館を事例に、1943年度1・2年生の入隊状況を調査した木崎弘美「「高校生出陣」の検証」『日本歴史』第664号、2003年、がある。木崎は、同論文で他にも第一高等学校、第二高等学校、松本高等学校、富山高等学校について、刊行物等から1943年12月の出陣生徒数を割り出している。五校のうちで、文系在籍者中出陣生徒数の比率が最も低いのが第二高等学校の12.1%(在籍156名中19名)、最も高いのが第一高等学校の29%(在籍409名中119名)となっており、比率にかなりの差がある。木崎の調査が本格的なものとしては唯一と思われるが、これは1943年12月の一斉徴集者の調査であり、その後敗戦まで続く個別の徴集者も含めた調査ではない。
- (4) 「学徒出陣」という用語については、註(1)の拙稿でも述べたとおり(8ページ)、学生生徒の軍隊への志願を促すために軍が採用した用語であり、本来歴史用語としてそのまま使用するのとは適当ではないかもしれないが、すでに広く定着していること、当時の状況を示していること、という理由から、本稿でもカギ括弧を付して用いることとする。
- (5) ちなみに、この時期高等学校においては、理科系生徒の大幅な増募が考えられていた。対米英開戦から間もない1942年1月、文部省は官立高等学校の理科生増募計画を発表した(『朝日新聞』1942年1月14日付)。全24校で、理科甲類(英語を第一外国語とする)11学級440名、理科乙類(ドイツ語を第一外国語とする)29学級1160名の合計1600名に上る大増募計画であり、1942年4月入学生から実施された。三高においても、理科乙類80名の定員増加があり、その結果前年度まで文科理科ともほぼ150名ずつで拮抗していた生徒数のバランスが大きく理科に傾くことになり、その後の文科生徒の削減方針もありその差はさらに広がるようになった(表2)。ちなみに、甲乙両類の増募数の違いから明らかなように、ドイツ系諸科学導入のための人材育成がこの増募の目的であり、逆に丙類(フランス語を第一外国語とする)は一高と三高にのみ残して、浦和・東京・福岡・静岡・大阪の5校では廃止されることが1942年6月の全国高校長会議で決定されている(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第5巻、1974年、1268ページ)。
- (6) 1943年12月24日公布の「徴兵適齢臨時特例」(勅令第939号)において、従来満20歳と定められていた徴兵適齢が満19歳に引き下げられた。
- (7) 1943年12月3日付で文部省専門学務局長から出された「朝鮮人、台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」。明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第2巻史料編Ⅱ、1988年、686ページ。同書収録の通牒は「明治大学長」宛となっているが、おそらくこれは在学徴集猶予停止に該当する各学校にも同様に送られたものであろう。なお、朝鮮人の「学徒出陣」に関しては、姜徳相『朝鮮人学徒出陣』岩波書店、1997年、も参照。
- (8) 両資料は、個人情報や数多く収録しているため、非公開である。
- (9) 前掲『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』(以後、『報告書』と表記)第1巻。
- (10) 『卒業生原簿』『非卒業生原簿』とも、記載事項

は原則として生徒の在学期間のものに限られる。したがって、今回の調査はあくまで三高在学中の数値であり、卒業後の軍歴・各種情報については対象外としている。

(11) 前掲『報告書』第1巻、32ページ。

(12) 文部省は、1944年6月27日に、このような形で卒業する生徒の大学入学選抜方法について、同年8月10日より31日までの間に志望大学に出願できれば、書類によって選考することを公表している(『文部時報』816、1944年)。出願期日前後は、該当者たちは訓練の最中で間もなく実戦配備という状況であり、実際には高等学校から訓練先

に書類が届き、希望の進学先を書いて返送したらしい。この学年と一つ下の学年(1945年3月卒業)の徴集者の多くは、服役のまま卒業し、大学に進学させられた。京都大学においても、919名に上る入学前徴集者(大学側の立場から見れば)を受け入れている(前掲『報告書』第1巻、34ページ)。なお、服役中の進学問題については、前掲「「高校生出陣」の検証」も参照。

(13) 前掲「「高校生出陣」の検証」、60ページ。

(14) 前掲『報告書』第1巻、21ページ。

(15) 前掲『報告書』第1巻、70ページ。

(16) 前掲『報告書』第1巻、81ページ。京大で確認